

(郡山市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第61条 郡山市放課後児童クラブ条例(令和4年郡山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通常使用料の額は、児童1人につき、月額<u>6,200円</u>とする。</p> <p>4 夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき<u>6,200円</u>とする。</p> <p>5~7 (略)</p> <p>(延長使用料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>400円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(延長使用料の多子軽減)</p> <p>第14条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>200円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通常使用料の額は、児童1人につき、月額<u>4,800円</u>とする。</p> <p>4 夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき<u>4,800円</u>とする。</p> <p>5~7 (略)</p> <p>(延長使用料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>200円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(延長使用料の多子軽減)</p> <p>第14条 前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の延長使用料の額は、児童1人につき、1日当たり<u>100円</u>に延長利用した日数を乗じて得た額とする。</p>